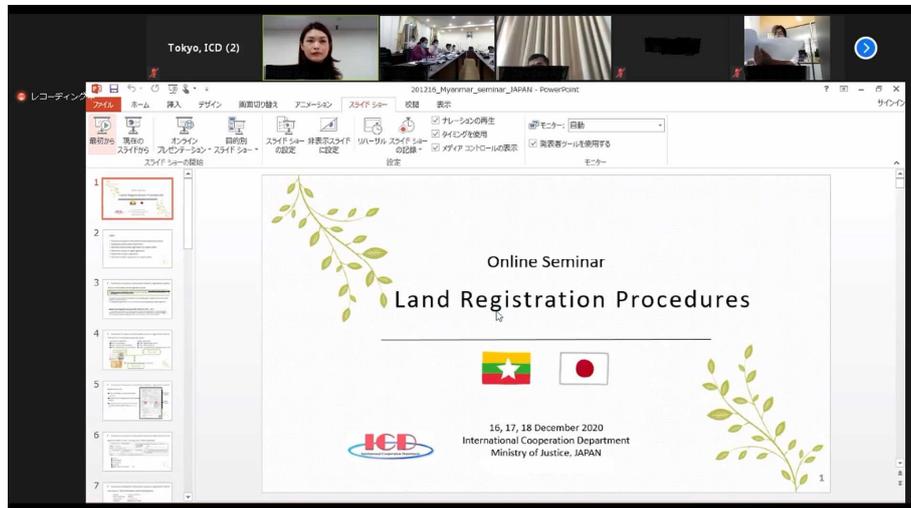


■令和2年度ミャンマー土地登録法制共同研究を実施しました。

令和2（2020）年12月16日（水）から同月18日（金）までの間、令和2年度ミャンマー土地登録法制共同研究を実施しました。

本共同研究は、土地登録法制をテーマに、日本の知見の提供や、意見交換を通じての日本とミャンマーの法制度の比較、ミャンマーにおける課題の検討などを目的に、ミャンマーから、建設省、連邦政府省、農業畜産灌漑省、ネピドー開発委員会、ヤンゴン市開発委員会、マンダレー市開発委員会など8機関の職員合計約20名が参加して実施したものです。

これまでの共同研究はミャンマー側参加者を日本に招いて実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、今回の共同研究はオンライン形式で実施しました。



【講義風景】

本共同研究では、日本における土地の登記制度の概要と登記手続などに関して、当部教官による講義や質疑応答などを行いました。

質疑応答では、ミャンマー側参加者から、例えば、登記所備付地図が整備されていない土地について、地図作成などその物理的な状況の把握のためにどういった取組がなされているのか、こういった土地で起きると予想される境界紛争をどうやって解決しているのかなど活発に質問が出されました。

また、日本側参加者からは、ミャンマーの土地政策や同政策に係る法令に関して質問したところ、ミャンマーでは、現在、国土法の起草作業を進めていること、この起草に関連する法令の改正が多数予想されることなどの回答がありました。

その他、ミャンマー側参加者からは、ミャンマーの土地管理制度をよりよいものにするために、日本の土地の登録制度について、さらなる知見の提供等の要請がありました。新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない状況にあるため、オンラインも活用し、ミャンマーの関係機関との知見の共有を継続していく予定ですが、一日も早く対面で議論できることを祈念しています。